平成２８年（フ）第２６２号
さいたま市南区大字太田窪1284番地４　ほうずいマンション304号室
債務者　坂本　祐樹
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３６８号
埼玉県上尾市本町６丁目１番20号　ナガシマ・ハイツＡ―101
債務者　富田　勝美（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９８号
埼玉県草加市八幡町1187番地３
債務者　星野　秀子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
埼玉県越谷市千間台西３丁目４番地　パークタウン５―403
債務者　廣瀬　由美
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
埼玉県八潮市中央４丁目15番地19
債務者　山口　　浩
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
岐阜県中津川市福岡613番地５　丸雄小池住宅Ｈ棟
債務者　児野　健司
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第２号
北海道留萌市見晴町５丁目44番地
債務者　山内　利彦
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２８年（フ）第３号
北海道留萌市見晴町５丁目44番地
債務者　山内　　惠（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２８年（フ）第２３５号
堺市西区浜寺諏訪森町中２丁166番地17
債務者　山田　利恵
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２６０号
堺市西区浜寺石津町中３丁５番21号
債務者　橋本　博明
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３４１号
福岡市博多区住吉５丁目７番18号
債務者　吉瀬　妙子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４３３号
福岡市博多区光丘町１丁目１番８号
債務者　野中　知子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４６２号
福岡県福津市花見が浜３丁目４番25号
債務者　佐藤ますみ
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４７０号
福岡市中央区大手門２丁目１番15号
債務者　坂口奈緒美
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４５号
北海道帯広市稲田町基線７番地28　ウィラージュホンマ103
債務者　横山　　寛
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
盛岡市前九年１丁目10番22号　フリーダム盛岡、旧住所福岡市東区唐原７丁目４番33―301号
債務者　矢野　秀明
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２１号
福島県河沼郡会津坂下町大字合川字場化1462番地２、前住所福島県会津若松市行仁町２番40号
債務者　湯浅　榮子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係